

社団法人 日本鋼構造協会 共同研究取扱規程〈その1〉

平成14年6月11日 理事会制定

(総則)

第1条 社団法人日本鋼構造協会（以下「協会」という。）が、官公庁、機関・団体等の外部機関（以下「研究相手先」という。）との間で共同研究（以下「共同研究」という。）を実施する場合の取り扱いは、この規程による。

(共同研究実施の可否)

第2条 共同研究の実施の可否は、運営委員会幹事会の議を経て、理事会において決定する。ただし、研究費が1,000万円未満の軽微なものについては、運営委員会幹事会の議を経て、会長が決定することができる。

2 前項の規定により会長が共同研究の実施を決定した場合、共同研究の内容を速やかに理事会に報告しなければならない。

(共同研究の実施手続)

第3条 共同研究の企画・立案は、協会の常設委員会（以下「担当常設委員会」という。）が行なう。

2 担当常設委員会は、予め件名、研究相手先、研究目的、研究内容、研究期間、研究費用、研究事項の分担、研究費の分担等を明示した共同研究計画書を作成しなければならない。

3 担当常設委員会は、共同研究を実施するにあたり、必要に応じて協会の正会員に参加を公募することができる。

4 共同研究の実施を決定後、研究相手先との間で速やかに共同研究協定を締結するものとする。

5 共同研究協定の契約当事者は会長とし、研究実施の責任者は第4条第1項に規定する共同研究担当組織の委員長又は主査とする。

6 共同研究成果の取り扱いについては、研究相手先と協議の上決定するものとする。

(研究担当委員会の決定)

第4条 協会は、共同研究の担当組織として、既存の委員会、或いは共同研究実施のために特別に設置する委員会又はワーキンググループ（以下「研究担当委員会」という。）をもって充てる。

2 前項の研究担当委員会の決定は、運営委員会幹事会が行う。

3 前第1項の規定により特別に委員会又はワーキンググループを設置する場合、これを管掌する上部組織は、原則として担当常設委員会とする。

(共同研究の実施)

第5条 共同研究の実施は、研究担当委員会がこれにあたる。

2 研究担当委員会は、協定締結完了後、研究計画に基づき速やかに研究を実施する。

(共同研究の完了)

第6条 共同研究が完了したときは、研究相手先と協議してその成果をまとめて報告書を作成し、理事会にその概要を報告するものとする。

2 共同研究の成果については、研究相手先の了解のもとに、公表できるものとする。

(参加会員の研究費負担)

第7条 第3条第3項の規定による公募の結果、協会の正会員が協会の負担する研究費の全額又は一部を負担して共同研究に参加する場合、協会は、参加会員に対し、共同研究によって生じる工業所有権等の経済的利益を研究相手先との共同研究協定の内容に抵触しない範囲で、保証するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

(細 則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成14年6月11日より施行する。